

平成28年 第5回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成28年5月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第5回会議議事録

- 1 開催日時 平成28年5月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 みなかみ町役場本庁舎3階第2会議室
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洙 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 高 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満
13番委員 小 池 正 明 14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 中 澤 聡 書記 泉 雪 江
- 7 会議に附した事件
議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第12号 農用地の利用集積計画に対する意見決定について
議案第13号 みなかみ町農業委員会会議規則の一部改正について
議案第14号 みなかみ町農業委員会選挙規程の一部改正について

協議事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による通知書について
- (2)形質変更届の期間延長について
- (3)制限除外の農地等異動通知書について

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

開 会 末

会 長 ◇ (あいさつ)

事務局 ありがとうございました

続きますので、3番の議事録署名委員の指名を会長よりお願いします。

会 長 それでは、議事録署名委員に4番の高橋良一委員、5番の廣田尚夫委員をお願いいたします。

事務局 それでは、4番の議事に移りたいと思います。
議事のほうの進行を会長、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 お世話になります。
まず、1ページをお開きください。
議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件1件。
もう一枚、おめくりください。
◇（議案書・番号1、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、稼働力を朗読、説明。）
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま説明いただきました。
〇の〇〇さんから、同じく〇の〇〇さんに、有償移転ということで売買ということで許可を願いたい。
担当委員さんの説明をお願いいたします。
それから、ちょっと申し上げますが、発言をしていただくときに番号と名前を言っていて、それから発言をお願いいたします。
それから、ちょっとまた事務方のほうがなれませんが、発言するときは今回に限らず、挙手をして発言していただくときも、番号と名前を述べてから発言いただきたいと思います。ちょっと面倒をかけて申し訳ないんですが、よろしくをお願いいたします。

2番委員 2番櫻井孝司です。よろしくお願いします。
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。
5月4日、現地調査及び譲受人に確認に伺いました。
調査事項1、営農意思の確認についてですが、譲受人は世帯員の営農活動が確認でき、隣接の畑でも継続的な営農活動が確認できました。営農は確実と思われる。
調査事項2、権利取得後においては、農地3反歩以上の面積となり、下限面積1反歩を上回っています。
調査事項3、今回の取得の水田なんですけれども、その周りも全て水田で、権利取得後も水田として利用するというので、支障が発生するおそれはないと思われる。

調査事項4、その他の懸案事項は特にごさいません。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございます。
ただいま櫻井委員のほうから調査報告がありました。
皆さんの中で、質疑ございましたら、挙手をして発言してください。
いかがですか、特別ごさいませんか。
(「なし」の声)
なければ、許可ということで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)
それでは、許可と決定いたします。
続きまして、議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。
議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について。
次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。
別紙記入事件1件。
次のページをお開きください。
◇(議案書・番号1、農地の所在、地目、農振区分、面積、申請人、転用目的、転用理由を朗読、説明。)
以上、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

説明がありますように、〇の〇〇さんが墓地としての将来、転用をしたいという形で計画をしていたのを、実際に墓地として使用するために転用したいということで申請が出てまいりました。
担当委員さんの調査説明をお願いいたします。

5番委員

5番、〇担当の廣田尚夫です。
農地法第4条による申請事案の調査結果について報告いたします。
5月2日、現地調査、今回初めてでしたので、念のため写真を撮りました。写真等はプライベート的ですので後ほど処分いたします。及び申請者に確認いたしました。
調査事項1、転用目的の確実性につきましては、申請者の転用される計画を見積書、設計書、資金が確認できました。5月7日、本人の意思も確認でき、許可がおりてから着工しますとのことでした。実行は確実と思われまます。
調査事項2、申請面積の妥当性ですが、申請面積は35㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われまます。
調査事項3、周辺農地の営農条件への支障の有無、現地は、道路、宅地等に囲まれた連続性のない農地であり、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはごさいません。
調査事項4、転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置についてですが、周辺に農地が存在せず、想定される被害等はないと思われまます。

調査事項5、その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。
以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。
ただいま廣田委員より調査報告をいただきました。
この件につき、皆さんのご意見ございましたら、ご提出ください。
いかがですか、許可相当ということでしょうか。

1 番委員

1 番櫛淵ですけれども、墓地に関して、これは○の土地を墓地とすることを許可を得てというふうに書いてあるね、○に墓地を建てて、ここに今度は新たに許可が生きてるといふことか、事務局。

事務局

確認させていただきました。
保健所のほうに申請のほうは、今回○について申請が出ていて、当初のときに、大分古い話のときに、1 回、申請を出しておいたので、そして残っていた部分についても、今回、保健所の申請が出ているということを確認させていただいております。なので、そこについても同時進行で進んでいるということを確認させていただいて、計画の実行の実現性みたいなものは確実であると思われれます。
以上です。

1 番委員

保健所に申請した場合には、消滅するような事はないんだな、時間がたってもいいということで。

事務局

そうですね、今回の件についても申請は出してあるようです。区画としても実際には区画で分かれていて、○というのも、ちょっと現地、廣田さんに写真撮ってきていただいているようです。私のほうも用意すればよかったんですけども、実際には、もう区画で最後の残りの区画みたいな感じで、ほかの細長い部分は、みんな墓地になっているようなんですね。その最後の区画だけ、地目、畑で残っていて、そこの部分も一番最初のときに、ご説明だと57年にほかのところは許可をとっていたようなんですけども、残地として残った部分についても、今回、申請を改めて出して、保健所のほうに受理されたというお話を聞いていますので、当初のときに、この部分については、残地部分については申請されていなかったという解釈だと思われれます。
以上です。

議 長

よろしいでしょうか。

1 番委員

はい。

議 長

ほかに。
（「異議なし」の声）
なければ、許可相当と決定いたします。
続きまして、議案第1 1 号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局お願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件1件。

次のページをごらんください。

◇（議案書・番号1、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、転用目的、転用理由を朗読、説明。）

今回、説明が漏れましたが、航空写真と位置図の配置図も、お一人、一組ずつ用意できてないんですが、用意させてもらっておりますので、土地のほうの現地とかイメージとかはごらんになっていただければと思います。

なお、写真のほうは回収させていただきますので、審議が終わりましたら、そちらに置いていただければと思います。

以上、説明を終わりにいたします。審議をよろしく願いいたします。

議長

〇の〇〇さん所有の水田を、同じく〇の〇〇さんに所有権移転売買で譲り渡して、それを駐車場用地として利用したいという案件です。

それでは、担当委員さんの調査説明をお願いいたします。

11番委員

11番の担当の森下でございます。

現地に5月1日に確認をさせてもらいましたけれども、現地はお手元に航空写真があると、ごらんいただきたいと思うんですが、先ほど事務局の説明がありましたように、すぐ隣接している区域が譲受人の〇〇氏が所有する〇〇の駐車場というか、車庫で冬の除雪用の重機等が置いてある車庫として利用されています。なお、南側、東側のほうについては、〇〇さんという住宅があって、ブロック塀で仕切られております。そのほかの2面は、公道で舗装の道路で仕切られておりますので、転用されても、ほかの農地に対する影響等は特に少ないというふうに考えられます。

それと、譲受人と実際に駐車場として利用する利用者が、厳密に言うと異なるわけですが、譲受人が経営している〇〇、会社のほうの車庫、駐車場用地として使いたいということでございますので、事業の実効性については確実だと思われまして、また、余り要するに、先ほど聞いたんですけれども、現在について、何か家庭菜園的にジャガイモとか家庭菜園的な野菜類を若干つくってはいらんですけれども、本人も家庭菜園的に利用しているので、農業という形で販売やなんかしているという経営ではないものですから、これはできれば譲渡して有効に使っていただければというような意見でございます。特別、許可しても他の近隣の農業経営等に対する影響は少ないんじゃないかというふうに考えています。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

ただいま森下委員より調査報告をしていただきました。

この案件について、ご意見等ございましたら、挙手の上、発言してください。いかがですか。

特別意見がなければ、許可相当ということで決めたいと思いますが、よろし

いでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当ということで決定いたします。

続きまして、議案第12号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明お願いいたします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第12号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求め。

別紙記入事件4件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画の概要でございます。田は、使用貸借の通年で1,450㎡、畑は、利用権の移転で3,635㎡、合計は5,085㎡です。貸し手は1戸、借り手は1戸でございます。認定期間は、田で5年でございます。

9ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま事務局より説明いただきました。皆さん、よく見ていただいてご意見ございましたら発言願います。いかがですか。

特別なければ、承認することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、承認ということで決定いたします。

続きまして、議案第13号みなかみ町農業委員会会議規則の一部改正について、事務局よりお願いします。

事務局

10ページをごらんください。

議案第13号みなかみ町農業委員会会議規則の一部改正について。

次のとおりみなかみ町農業委員会会議規則を次のとおり定めたいので、決定を求め。

別紙のとおり、次ページ、みなかみ町農業委員会会議規則新旧対照表をごらんください。

これは昨年行われた農業委員会改革における農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員が選挙制から町長の選任制となったことによる規則の一部改正であります。

改正の内容は、一般選挙でなくなったことから、議席は町長が任命した後の最初の会議で会長が定めるとしたものであります。

続いてのページは、修正された場合の規則になっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま事務局より説明がありました。

農業委員会制度の変更に伴い、みなかみ町の農業委員会の会議規則の事例に合わせて訂正をしたいという提案でございます。

ご意見ございましたら発言願います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、決定いたします。

続きまして、議案第14号みなかみ町農業委員会選挙規程の一部改正について、事務局より願います。

事務局

16ページをごらんください。

議案第14号みなかみ町農業委員会選挙規程の一部改正について。

次のとおりみなかみ町農業委員会選挙規程を次のとおり定めたいので、決定を求める。

別紙のとおり。

次ページ、みなかみ町農業委員会選挙規程新旧対照表をごらんください。

こちらは、議案第13号と同様、農業委員会改革における農業委員会の委員等に関する法律の一部改正により、農業委員が選挙制から町長の選任制になったことによる規則の一部改正であります。

内容は、農業委員会の会長及び会長の職務代理の選挙会議の開催となった場合、選挙の宣告は会長が行うが、一般選挙でなくなったことから、町長が委員を任命した後、最初に行われる会議において会長を選任を了するまでは、町長が宣告を行うとしたものであります。

次ページ、18ページ以降は、改正後の規程を載せさせていただいております。

以上、よろしくご審議ください、お願いいたします。

議長

ただいま事務局より説明いただきました。

農業委員会制度の改定に伴い、それにあわせてみなかみ町の農業委員会の選挙規程の一部を改正するという事です。ご意見ございますか。

(「なし」の声)

なければ決定ということで決めたいと思います。

議事につきましては、以上で終了いたします。

それでは、協議事項・報告事項に入ります。

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より願います。

事務局

続いて、21ページをごらんください。

項目としては報告事項になります。

農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

こちらは契約事項の合意解約となります。

◇(順次、当事者、解約した土地表示、解約年月日、解約事由を朗読、説明。)

以上、報告、終了します。

議長

ただいま事務局より報告がありました。

続きまして、(2) 形質変更届の期間延長について、事務局願います。

事務局

22ページをごらんください。

こちらにも報告事項になります。

(2) 形質変更届による届出について報告いたします。

◇(順次、申請者、届出する土地の表示、形質変更の概要を朗読、説明。)

以上報告です。

議 長 ただいま報告いただきました。
続きまして、(3)制限除外農地等の異動通知書について、事務局、お願い
いたします。

事務局 23ページをごらんください。
報告事項(3)農地法第5条第1項第7号による届出について。
農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。
◇(順次、申請者、土地の表示、計画の概要を朗読、説明。)
以上、報告事項を終了いたします。

議 長 ただいま事務局より報告いただきました。
以上をもちまして、協議事項・報告事項を終了いたします。

事務局 ありがとうございました。
それでは、閉会を職務代理の吉野拓夫さんよりお願いいたします。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

[午後2時05分]